

健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明 した場合の延滞金の取扱い(概要)

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「滞納保険料額に過誤がある場合、徴収者である保険者は、納付者の利益になるように解決する方向で検討すべきである。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 3 月 27 日、厚生労働省にあっせんしました。

(行政相談の要旨)

健康保険及び厚生年金保険の保険料については、請求し過ぎ、又は払い過ぎによる納付（以下「過誤納付」という。）がある場合、日本年金機構では、超過分については、「保険料の繰上げ納付」とみなして、将来 6 か月間の保険料に充当処理している。

一方、滞納した保険料（以下「滞納保険料」という。）に過誤納付が判明した場合、遡っての保険料の更正は行われなため、延滞金は当初の滞納保険料に賦課されたままとなる。

この場合、当初の滞納保険料に賦課された延滞金と実際の保険料に賦課される延滞金との差額については、充当処理がなされることもなく、また、還付も行われな。このような処理は、国民感情として納得できるものではないので、延滞金についても、遡って延滞金額を算出するなどの方法により、還付ができるよう制度を改正してほしい。

(注) 本件は、行政相談委員（滋賀県）が受け付けた相談である。

○ 保険料に過誤納付が発生した場合の処理

健康保険法（大正11年法律第70号）第164条第2項又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第83条第2項の規定により、保険料に過誤納付が発生したとき、遡及・更正を行わずに事業者が納付することとなる将来の6か月間の保険料を納付したものとみなす、いわゆる充当処理が行われている。

このため、滞納保険料に過誤がある場合、保険者が滞納保険料額を遡及・更正しなければ、延滞金額も遡及・更正されず当初の額のまま徴収されることとなる。

(あっせん要旨)

厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者から滞納保険料に過誤納付の申出がある場合には、その申出の原因となった届出に基づく保険料額から算出した延滞金を適用すること。
- ② 事業所に対して、保険料及び延滞金の計算方法を周知するとともに、被保険者資格（標準報酬含む。）に係る届書の提出漏れについて注意喚起すること。

(あっせんの効果)

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、実際の保険料に基づき延滞金が算出されることになる。

本件に係る制度の概要

1 保険料に過誤納付が発生した場合の処理方法

事業者から納付された保険料に過誤納付が発生したとき、健康保険法第 164 条第 2 項又は厚生年金保険法第 83 条第 2 項にある「納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、(略) その超えている部分に関する納入の告知又は納付を(略) 6 月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。」との規定に基づき、事業者が納付することとなる将来の 6 か月間の保険料を納付したものとみなす、いわゆる充当処理が行われている(保険料額を遡及・更正をした上で、納付すべき保険料額を超えている部分を納付者に還付しなければならないこととはされていない)。

2 延滞金の処理

保険料を滞納した場合、保険者は、健康保険法第 181 条又は厚生年金保険法第 87 条に基づき、保険料額及び滞納日数(納付期限の翌日から完納の前日まで)に応じ、延滞金を徴収することとされており、徴収された延滞金は、年金特別会計の業務勘定(注)の歳入になる。

滞納保険料に過誤がある場合、保険者が滞納保険料額を遡及・更正しなければ、延滞金額も遡及・更正されず当初の額のままで徴収されることになる。

(注) 業務勘定とは、健康保険等の事業における適用・徴収・給付業務等に係る収支を経理するものである。

本件相談に係る厚生労働省の意見

健康保険料及び厚生年金保険料は、毎月 20 日頃に前月分保険料を当月末日を法定納期限として納入告知を行っている。その計算に当たっては、各適用事業所の前月末時点の全被保険者の、直近の標準報酬月額との総和に保険料率を掛けることにより保険料額を算出しており、極めて短期間に約 175 万事業所の保険料を調査決定しているところである。

健康保険法第 164 条第 2 項及び厚生年金保険法第 83 条第 2 項の規定においては、過誤納付額を 6 か月以内の期日に納付されるべき保険料について期限を繰り上げて納付したものとみなすことができるとしている。この仕組みは、一旦決定した保険料額を届出の都度一々遡及・訂正するのではなく、将来に向けて是正することにより、効率的な事務処理を可能とするものであり、大量のデータを短期間で連続的に処理する上で、合理的なものと考えている。

本件相談は、事業主から遡及した届出が提出されたことにより、滞納している保険料に過誤納付分が発生した場合の延滞金の取扱いに係るもので、遡及した届出に基づき保険料本体を遡及して更正する仕組みとなっていないため、延滞金が当初決定された保険料によって計算され、高額となってしまうことに対する相談である。

このような事象が発生するのは、適用事業所の事業主が保険料を滞納しており、かつ、必要な届出を省令で定められた期間内に提出しなかった場合である。健康保険料の納付率が約 97%、厚生年金保険料の納付率が約 98%であることを考えれば、このような事象は一般的な事例ではなく、その発生原因の一端は、事業主側にもあるものと考えている。

しかしながら、今般、行政苦情救済推進会議の「滞納保険料額に過誤がある場合は、徴収者である保険者は、納付者の利益になるように解決する方向で検討すべきである。」との意見を受けて、総務省行政評価局から「事業者から滞納保険料に過誤納付の申出がある場合には、その申出の原因となった届出に基づく保険料額から算出した延滞金を適用すること。」との指摘をいただいたことを踏まえ、その対応方法について、保険料徴収事務への影響も大きいことから、慎重に検討してまいりたい。

参考 1 健康保険料及び厚生年金保険料の収納等の状況

区 分		平成 22 年度	23 年度	24 年度
保険料収納未済額 (億円)	健康保険	2,541	2,457	2,351
	厚生年金保険	4,770	4,502	4,205
保険料収納率 (%)	健康保険	96.3	96.5	96.9
	厚生年金保険	97.8	98.0	98.1
健康保険・厚生年金 保険適用状況	適用事業所 (社) A	1,748,578	1,745,027	1,758,192
	滞納事業所 (社) B	162,461	162,735	154,013
	割合 (%) B/A	9.3	9.3	8.8

(注) 本表は、当局が厚生労働省資料に基づき作成した。

参考 2 【社会保険審査会による裁決例】(行政評価局要約)

○ 請求事由

退職した従業員の健康保険等の被保険者資格喪失届の提出が遅れたため、過剰に保険料を納付していたことが判明したので、社会保険事務所に、その過剰納付分と滞納保険料との相殺を申し出たのに認められず、延滞金を賦課されたことは納得できない。

○ 採決

社会保険審査会では、保険料の滞納があった場合の延滞金の徴収については、次の理由から、請求を認める採決を行った。

- ① 健康保険法第 11 条第 4 項 (現行健康保険法第 181 条に相当する) 等、各滞納事案毎の具体的事情を考慮してその可否を決定すべきものとされていると解するべきである。
- ② 本件の被保険者資格の遡及喪失処分が行われた時点で、再度調査決定し、その保険料を減額していれば、延滞金額ははるかに少額にとどまった。
- ③ 保険者の許には、滞納保険料を大幅に上回る過誤納付保険料が存在していたという特別の事情があり、これを①に照らせば、社会保険事務局長が滞納保険料の分割納付の約定の変更に応じず、延滞金の賦課を強行した原処分は、著しく当を欠いたものと言わざるを得ない。

(注) 本例は、当局が、社会保険審査会裁決 (平成 15 年 7 月 31 日 項番 40 14 健厚 164) に基づき作成した。

参考3 関係法令

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）抜粋

（保険料の納付）

第164条 被保険者に関する毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。（略）

2 保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

（延滞金）

第181条 前条第1項の規定によって督促をしたときは、保険者等は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

（注）下線は、当局が付した。

○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）抜粋

（保険料の納付）

第83条 毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

（延滞金）

第87条 前条第2項の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

（注）下線は、当局が付した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長